

- 社保通信をお届けします。 P1..... 検討委員会からのお知らせ
P2.3..... レセプト記載要領、カルテ及びレセプトに使用できる略称
P4..... 処方箋の使用期間について
P5..... 令和5年4月1日 薬価基準の変更について

※この資料は、岡山県歯科医師会社会保険部検討委員会からの伝達事項です。

検討委員会からのお知らせ

- ・抜歯病名のみで、抜歯と同日の歯清の算定は不可です。他の歯の病名が必要です。
ただし、実地指は従来通り算定可です。
⇒義歯関連病名などから抜歯により無歯顎になることが明らかな場合であっても実地指の算定は可となっていますが、抜歯日を過ぎて実地指を算定する場合には Stom などの粘膜疾患や口腔機能低下症などの病名記載をお願いします。
- ・口腔粘膜処置【口処】(30点)の算定にあたっては、「Stom」、「再発性 Stom」、「難治性 Stom」、「アフタ性口内炎」の病名でお願いします。
また、口処(30点)は1口腔につき月1回の算定となり、次回算定は前回算定日より1ヶ月経過した日以降に算定することとなっています。
- ・以下の処置について、浸麻料(技術料 30点+浸麻薬剤料)を算定する場合、従来は「歯肉縁下カリエス」等摘要欄記載または「歯肉息肉」等の併記病名が必要でしたが、不要となりました。
 - ① 根管貼薬時
 - ② 支台築造の印象時
 - ③ 支台築造時(同日同部位に失 PZ の算定がある場合を除く)
 - ④ 加圧根充を算定しない根管充填時(単根管または2根管の場合)

※(保険請求の手引 P239 参照)

手術、所定点数が120点以上の処置、スケーリング、SRP、充形、修形、窩洞形成、または歯冠形成を行った場合、浸潤麻酔は算定できない。

⇒保険請求の手引 P239 の※に掲げる5つの[摘要欄]のうち抜歯中止をのぞく4つの[摘要欄]は削除となります。

レセプト記載要領、カルテ及びレセプトに使用できる略称

オンライン資格確認の導入・普及に関する加算の特例措置

加算要件の特例 オンライン請求を令和5年12月31日までに開始する旨の届出を行っている場合は、令和5年12月31日までの間に限り要件を満たすものとみなします。

この特例措置は、令和5年4月から12月まで(9か月間)時限的に適用されます。

区 分	レセプト記載	略 称	マイナンバーカード	4月1日～
医療情報・システム基盤 整備体制充実加算1	初診 全体の「その他」欄	医シA(特)	利用しない	<u>6点</u>
医療情報・システム基盤 整備体制充実加算2	初診 全体の「その他」欄	医シB	利用する	2点
(新設) 医療情報・システム基盤 整備体制充実加算3	再診 全体の「その他」欄	医シC	利用しない	<u>2点</u> (1月に1回)
			利用する	—

医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置

この特例措置は、令和5年4月から12月まで(9か月間)時限的に適用されます。

区 分	レセプト 記載事項	レセプト 記載場所	4月1日～
処方箋料の関係 一般名処方加算1 一般名処方加算2	一般名処方加算1(特)	全体の「その他」欄	<u>9点</u>
	一般名処方加算2(特)		<u>7点</u>
処方料の関係 外来後発医薬品 使用体制加算1(90%以上) 外来後発医薬品 使用体制加算2(85%以上) 外来後発医薬品 使用体制加算3(75%以上)	外来後発医薬品使用体制加算1(特)	全体の「その他」欄	<u>7点</u>
	外来後発医薬品使用体制加算2(特)		<u>6点</u>
	外来後発医薬品使用体制加算3(特)		<u>4点</u>

(例)

そ の 他	医シA(特) 医シC 医シB	公費分請求 点数決定※	点	合 計	点
	一般名処方加算1(特) 一般名処方加算2(特)				
	外来後発医薬品使用体制加算1(特) 外来後発医薬品使用体制加算2(特) 外来後発医薬品使用体制加算3(特)				
摘		患者負担額	円	※	点

当医院からのご案内

令和5年4月1日から12月末まで、

以下の診療項目については**点数が変更**となります。

患者さんにはご負担をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

□ 医療情報・システム基盤整備体制充実 1・2・3

下表の通り、マイナカードをお持ちの場合とお持ちでない場合では、点数が異なりますので、あらかじめご了承ください。

		変更前	変更後
初診時	マイナカードあり ^(※)	2点	2点 (変更なし)
	マイナカードなし	4点	6点
再診時	マイナカードなし	—	2点

※マイナカードをお持ちの場合でも、**医療情報等の取得に同意いただけない場合**には、マイナカードなしの点数となります。

□ 薬剤の一般名処方 1・2

安定的な治療を提供する観点から、医薬品の処方は、有効成分が同一であればどの医薬品（後発医薬品含む）も調剤可能な「一般名処方」を行っており、その旨の十分な説明を実施しています。

【変更前】 【変更後】

一般名処方 1 7点 ➡ 9点
一般名処方 2 5点 ➡ 7点

□ 外来後発医薬品使用体制 1・2・3

当医院では後発医薬品の使用を推進しています。
医薬品の品質や安全性、安定供給体制等の情報収集や評価を踏まえて、処方薬を変更することがあり、その旨の十分な説明を実施しています。

【変更前】 【変更後】

外来後発医薬品使用体制 1 5点 ➡ 7点
外来後発医薬品使用体制 2 4点 ➡ 6点
外来後発医薬品使用体制 3 2点 ➡ 4点

歯科医院 管理者（院長）： _____

公益社団法人 日本歯科医師会

処方箋の使用期間について

日本歯科医師会より、処方箋の使用期間が4日以内であることや、使用期間を延長できる場合があることについて、知られていないケースが散見されており、また、処方箋の文字が小さくて読みづらいこともあるため、高齢者にわかりやすく説明をするように通知がありました。

会計窓口で処方箋を交付する際に、患者に処方箋の使用期間について声掛け、下記を待合室に掲示等をして周知をお願いします。

処方箋の使用期間にご留意ください

保険医療機関(病院や診療所)で交付される処方箋の使用期間は、交付の日を含めて4日以内です。

これには、休日や祝日が含まれますので、処方箋の使用期間が過ぎないようにご注意ください。

なお、長期の旅行等特殊の事情があり、医師や歯科医師が、処方箋に別途使用期間を記載した場合には、その日まで有効となります。

処 方 箋

(この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)

公費負担者番号	保険者番号	
公費負担医療の受給者番号	被保険者証・被保険者手帳の記号・番号 (抜番)	
患 者	氏名	保険医療機関の所在地及び名称
主年月日	<small>明大町子会</small> 年 月 日 男・女	電話番号
区 分	被保険者 被扶養者	保険医氏名
		都道府県番号 点数表番号 医療機関コード
交付年月日	令和 年 月 日	処方箋の使用期間 令和 年 月 日

※ 別に書かれた場合を除き、交付される公費負担者4日以内は保険薬局に提出すること。

令和5年4月1日 薬価基準の変更について

令和5年4月1日の薬価基準の変更がありました。お手元の「保険請求の手引」に修正をお願いします。日本歯科医師会作成「薬価基準による歯科関係薬剤点数表(令和5年4月1日現在)」を発送しますので、お手元に届きましたら、ご活用ください。

抗生物質パスタ ※ 保険請求の手引 P120

製 品 名		テトラサイクリン・プレステロン歯科用軟膏 (TCPSパスタ)	
一 般 名		エピジヒドロコレステリンテトラサイクリン塩酸塩軟膏	
薬 価		251.60 1g 353.10円	
点	1歯 0.2g	(点) 5.0 7.1	請求点数 5 7
	数	1/3 顎 0.5g	(点) 12.6 17.7
2/3 顎 1.0g		25.2 35.3	25 35
1 顎 1.5g		37.7 53.0	38 53

口腔用軟膏剤 ※ 保険請求の手引 P121

製 品 名		オルテクサー口腔用 軟膏 0.1% (後)		アフタゾロン口腔用 軟膏 0.1%		新:デキサメタゾン口腔用 軟膏 0.1%「日医工」 旧:デルゾン口腔用 軟膏 0.1%(後)	
一 般 名		トリアムシロンアセトニド軟膏		デキサメタゾン軟膏		デキサメタゾン軟膏	
薬 価		0.1%1g 63.30 円		0.1%1g 66.20 円		0.1%1g 41.50 45.00円	
点 数	1/3 顎	(点) 1.9	請求点数 2	(点) 2.0	請求点数 2	(点) 1.2 1.4	請求点数 0
	2/3 顎	3.8	4	4.0	4	2.5 2.7	2 3
	1 顎	5.7	6	6.0	6	3.7 4.1	4